# 姉妹都市盟約の締結で両市の友好交流を推進

## サラトガ市訪日団迎え、16日調印

竹が縁で友好交流がすすめられている米国・カリフォルニア州サラトガ市の友好訪日団（ファネリー市長以下40名）が本市を訪れ、両市の姉妹都市盟約の調印式が、11月16日（金）午前10時から市民会館ホールにおいて、林田京都府知事をはじめ関係機関・団体など市民の代表約260名出席のもとに行われます。

これは、9月27日（現地時間）にサラトガ市を訪れた向日市公式訪米団（団長・民秋徳夫市長）との間で交わされた姉妹都市盟約締結の覚書にもとづいて調印されるもので、両市の教育・文化・産業などの交流を通じての相互理解と友好親善を深めることをうたっています。

調印式は、両市長の「向日市・サラトガ市姉妹都市盟約書」への署名や両市旗の交換などが予定されています。

このあと一行は、市役所への表敬訪問を行い、3日にオープンする図書館・資料館とキリンビール京都工場を見学する予定です。

17日(土)・18日(日)には開催中の市民まつりや遷都記念行列を見学。また、向日市友好の会が中心になって、紅葉の美しい晩秋の光明寺・善峰寺・大原野神社・竹林公園などを案内します。向日神社では会員手づくりの昼食会が催され、夜にはそれぞれの会員宅でのすき焼パーティも予定されるなど、こころのこもった歓迎行事が計画されています。

向日市・サラトガ市友好の会では、英語の通訳をしていただける市民のボランティアを募っています。

期間は、11月16日から18日の3日間で、サラトガ市訪日団に同行し、各種歓迎行事の通訳をお願いします。

■連絡先
向日市・サラトガ市友好の会（向日町北山26－6）
☎934－5573

## 杭州市農業視察団一行 12日に本市を表敬訪問

丁可珍団長

向日市日中友好協会が友好交流を深めている中国・杭州市の農業視察団（丁可珍団長）一行5人が、11月12日に本市を表敬訪問します。これは、去る6月に鍾伯熙杭州市長が本市を訪れた際に、民秋市長が手渡した「遷都千二百年の今秋、杭州市、四季青郷の人たちを招待したい」との招請状にこたえての訪問です。

訪問団一行は18日までの滞在中に、国書館・資料館をはじめ、小学校・消防署・老人福祉センターなどの公共施設の見学を行うほかに、農業視察団として特に関心の高い市内の農家や園芸作物・ハウス栽培などの農業施設の見学が予定されています。

また、サラトガ市友好訪日団と同じく、開催中の市民まつりと遷都記念行列の見学をし、そのほか市内商工施設などの訪問も予定されています。

友好協会では、このほかに会員宅での夕食を囲んでの歓迎会を行う予定です。

## 市の人権擁護委員に 三木窓外氏・大橋正孝氏再任

三木窓外氏

大橋正孝氏

任期満了となった人権擁護委員に、三木窓外氏（69歳・上植野町北小路40・☎931－0726）と大橋正孝氏（72歳・向日町南山12・☎931－1893）が再任され、9月15日付で法務大臣から委嘱されました。

人権擁護委員は、市民の基本的人権が侵害されないよう絶えず監視し、もし侵害があった場合にはその相談相手になり、適切な措置を講ずることによって救済をはかり、また、人権思想の普及高揚に努めることがその主な任務となっています。なお、委員の任期は3年です。

現在、市には三木氏・大橋氏のほかに、3人の人権擁護委員がおられます。

▽中山仙三氏
物集女町中条29－1
☎921－8092

▽濱田加奈子氏
上植野町浄徳11－46
☎932－1257

▽笹野貞子氏
寺戸町二枚田12－26
☎921－5052

# 被用者保険本人にも老人・福祉医療費を助成

市では、65歳から69歳までの独り暮らしや老人世帯などのお年寄りを対象にした老人医療費（㊟）、心身障害児者・母子家庭児童などを対象にした福祉医療費（㊟）の助成を行っていますが、新たにその対象範囲に被用者保険本人も含めることになりました。

これは、健康保険法改正により、これまで10割給付であった被用者保険本人も、10月1日から医療費の1割を負担しなければならなくなったためで、その1割分について助成しようというものです。

◆受給資格（次の要件に該当する人で、かつ所得制限以内の人）

▽老人医療費（満65～69歳）
(1)独り暮らしの人
(2)老人世帯の人（60歳以上または18歳未満の者との世帯）
(3)所得税が課せられていない世帯の人

▽福祉医療費
1重度心身障害児者医療費（満65歳未満）
(1)身体障害者手帳の障害等級が1～3級の人
(2)療育手帳Aの判定を受けた人
2母子家庭医療費
(1)母子家庭の児童（満18歳未満。ただし、高等学校在学中の人は卒業するまで）とその母親
※老人医療費の「所得税が課せられていない世帯の人」については、上記の所得制限は適用しません。

◆手続き
健康保険証、印鑑、身障手帳、療育手帳（重度心身障害児者医療のみ）を持って、11月30日までに福祉課までお越しください。

◆お問い合わせ
福祉課老人福祉係

○所得制限額表

| 扶養人数 | 老人医療分および重度心身障害者分 | | 母子家庭児童分 |
|---|---|---|---|
| | 受給者本人の所得 | 扶養義務者等の所得 | 対象児童の養育者本人の所得および母親本人の所得 |
| 0人 | 1,258,000円 | 5,733,000円 | 5,733,000円 |
| 1人 | 1,618,000円 | 5,982,000円 | 5,982,000円 |
| 2人 | 1,918,000円 | 6,195,000円 | 6,195,000円 |
| 3人 | 2,218,000円 | 6,408,000円 | 6,408,000円 |
| 4人 | 2,518,000円 | 6,621,000円 | 6,621,000円 |

## 児童手当（特例給付）の手続きのお知らせ

児童手当は、18歳未満の児童を3人以上養育（そのうちの1人以上が義務教育終了前の児童）し、前年の収入が所得限度額に満たないときに支給されます。

特例給付の支給に関する手続きについても、児童手当の場合と同じです。

◆児童手当認定請求書
初めて児童手当の支給を受けようとする場合や、児童手当をすでに受けていた人が他の市町村から転入してこられた場合には、すぐに児童手当認定請求書を提出してください。

◆児童手当現況届
すべての受給者の方は、毎年6月に児童手当現況届を提出してください。もしこれを提出しないと、引き続き受給資格があっても手当を受けることができません。

◆児童手当額改定請求書を提出する場合
児童の出生などにより、手当額が増額されるとき。

◆児童手当受給事由消滅届を提出する場合
受給者が他の市町村に転出する場合や、18歳未満の児童が2人以下になったとき。

また、特例給付受給者については、被用者で無くなった場合（会社を退職するなど）にも、この届を提出してください。

◇所得制限など、詳細については児童家庭課（内線344）までお尋ねください。

## 民生児童委員の証明事務について

民生児童委員は、社会福祉の増進のため、生活困窮者の保護指導などにあたっていますが、その他に、扶養などの証明事務をしています。

これは本来の職務ではありませんが、市民の生活の便宜をはかるために慣習的にサービス業務として定着してきました。しかし、都市化が進み、また証明の内容も多種多様となってきた今日では、民生児童委員が担当地域の実態を十分に把握できないのが現状です。

従って、次に掲げるような証明事項については、取扱いしませんのでご理解とご協力をお願いします。

◆事実についての実証確認の困難なもの
〈無収入証明・不在証明など〉
◆保険会社など、当該企業が調査する責任があるもの
〈休業証明など〉
※なお、扶養などの諸証明を依頼されるときは、委員宅に依頼書および証明書用紙がありますので、必ず印鑑を持って申請してください。また、証明書を発行するまでに日時をいただく場合がありますので、ご了承ください。

家庭児童相談コーナー
▽とき　月曜日～金曜日
午前10～午後4時
▽ところ　家庭児童相談室
☎933－1199

## 必ず受けよう!! 新一年生の健康診断

来年4月に小学校へ入学される児童（昭和53年4月2日～54年4月1日生）の健康診断を行います。それぞれ指定された小学校で受けてください。

なお、私立小学校への入学予定児童についても通学区域の小学校で健康診断を受けてください。

また、当日にどうしても健康診断を受けられない方は、前もって教育委員会学校教育課までご連絡ください。
（内線326・327）

| 入学予定校 | 日 | 時 |
|---|---|---|
| 向陽校 | 11月6日(火) | 午後1時 |
| 第2向陽小 | 11月5日(月) | 午後零時50分 |
| 第3向陽小 | 11月16日(金) | 午後1時 |
| 第4向陽小 | 11月12日(月) | 午後零時50分 |
| 第5向陽小 | 11月20日(火) | 午後1時20分 |
| 第6向陽小 | 11月9日(金) | 午後零時30分 |

## 下水道工事のお知らせ

市では、住みよいまちづくりの一環として公共下水道の整備をすすめていますが、今回寺戸町修理式地区で工事を行います。

工事期間中、ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

工事期間・場所は左図のとおりです。

工事施行位置図

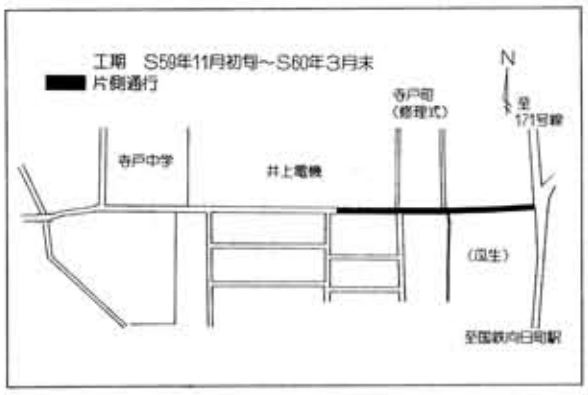


下水道アイ・ラブタウンの道しるべ